

みしま議会だより

二十歳の決意 ～これからの自分と、三島町の未来～



令和8年8月9日、三島町交流センター「山びこ」において「三島町二十歳を祝う会」が開催されました。二十歳を迎えた参加者は、恩師やご家族、町関係者に見守られながら記念の節目をお祝いしました。式典後にはトークセッションも行われ、ふるさと三島町の教育やまちづくりについて活発な意見交換がなされました。二十歳を迎えた皆さんの新たな門出を心より祝福いたします。

6月定例会

- 6月定例会のあらまし P 2
- 一般質問～議員が町政をたずね～ P 9
- 議会視察研修報告 P11
- コラム・編集後記 P12

No. 213

令和8年
8月発行

発行／大沼郡三島町議会
編集／議会広報編集委員会

〒969-7511
福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下350
☎0241-48-5588
HP <https://www.town.mishima.fukushima.jp>
E-mail gikai@town.mishima.fukushima.jp

6 月定例会のあらまし

6 月定例会は 18・19 日の 2 日間開催され、専決処分 2 件、条例改正 1 件、令和 8 年度一般会計補正と特別会計並びに企業会計補正予算など、町長より提出された議案を審議し、原案通り可決しました。

また、議員提出議案として規則改正 1 件、意見書 2 件を可決し、関係機関へ提出しました。

【可決結果一覧と条例改正等の主な概要】

議案番号	議 案 名 等	結果
24	専決処分承認を求めるについて (令和 7 年度三島町簡易水道事業会計補正予算) ・簡易水道事業会計における企業債利息不足金について、歳入歳出 1,786 千円の補正予算を専決したもの。	承認
25	専決処分承認を求めるについて (三島町税条例の一部を改正する条例) ・地方税制改正により「三島町税条例の一部を改正する条例」を令和 8 年 3 月 31 日公布、令和 8 年 4 月 1 日施行により議会を招集する時間的余裕が無かったことから専決したもの。	承認
26	三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 ・地方税法の一部改正による令和 8 年度からの「子ども・子育て支援金制度」の導入及び課税限度額の見直しと低所得者に係る国保税軽減判定の見直しに伴い、令和 8 年度の国民健康保険税率を改定するもので、これに伴い、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する。	可決
27	令和 8 年度三島町一般会計補正予算※ 1	可決
28	令和 8 年度三島町国民健康保険特別会計補正予算	可決
29	令和 8 年度三島町介護保険特別会計補正予算	可決
30	令和 8 年度後期高齢者医療特別会計補正予算	可決
31	令和 8 年度三島町簡易水道事業会計補正予算	可決
32	三島町農業委員会委員の任命同意を求めるについて※ 2	同意
33	三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求めるについて※ 2	同意
34	工事請負契約の締結について（町道寺沢・四ツ田線新設改良工事）	可決
35	財産の取得について（トラクター）	可決
議 会 案 件		
議 1	三島町議会会議規則の一部を改正する規則	可決
議 2	養豚事業所から発生する臭気による生活環境改善を求める要請書の提出について	可決
議 3	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	可決

※全議案全会一致で可決

【令和8年度6月補正予算の額】

(単位：千円)

会計区分	補正前予算	補正額	補正後予算
一 般 会 計	2, 470, 000	133, 000	2, 603, 000
国民健康保険特別会計	171, 290	△779	170, 511
介護保険特別会計	425, 380	1, 640	427, 020
後期高齢者医療特別会計	46, 263	439	46, 702
簡易水道事業会計	—	93, 765	—

【6月定例会の補正予算の主な内容】

■歳 入

- ・農業費補助金（経営所得安定対策事業、新規就農者育成対策事業資金、地域計画担い手確保支援事業） 1, 611千円
- ・財政調整基金繰入金 31, 351千円
- ・繰越金 90, 000千円
- ・みらいを描く市町村等支援事業補助金 3, 126千円
- ・介護保険事業費（介護予防ケアマネジメント費） 1, 200千円
- ・過疎対策事業債（路線バス車両更新） 5, 500千円

■歳 出

- ・出納室、ふるさとセンターエアコン入替 1, 160千円
- ・路線バス車両購入 5, 500千円
- ・ふるさと納税基金積立 4, 570千円
- ・R7生活工芸運動友の会基金積立 1, 000千円
- ・美坂高原星空活用イベント委託料 2, 564千円
- ・町道修繕（舗装・排水路）、河川浸食修繕 6, 065千円
- ・町道和具線（滝谷地区）拡張工事 4, 515千円
- ・公営企業会計（簡易水道事業）補助金 93, 765千円

問 町内の事業所休止に伴い、訪問介護事業費（40万1千円）が計上されている

②訪問介護事業の継続と体制について

答 決算確定前だが繰越金超える見込み。当初は減債基金からの繰入れを予定していた繰上償還分について、多く出た繰越金の半分以上を財源として充当する。これにより浮いた減債基金は通常の償還分の財源に充てるため、手続き上、繰越金は繰上償還の財源に充てられる。

答 決算確定前だが繰越金は1億7千万円を少し超える見込み。当初は減債基金からの繰入れを予定していた繰上償還分について、多く出た繰越金の半分以上を財源として充当する。これにより浮いた減債基金は通常の償還分の財源に充てるため、手続き上、繰越金は繰上償還の財源に充てられる。

問 当初予算と6月補正を合わせて1億7千万円の繰越金を計上しているが、今年度の見込み額と、地方財政法に基づく積立等の対応はどうなるのか。基金から繰り入れている繰上償還の財源に繰越金を充てるのか。

①繰越金と補正予算の財源について

■6月定例会の補正予算質問内容（要約版）

問 町内の事業所休止に伴い、訪問介護事業費（40万1千円）が計上されている

②訪問介護事業の継続と体制について

答 募集に対し4名の応募があり、選考会において全員が優秀で意欲的だったため、審査会で3名の採用を決定した。増員分の経費（約80万円）についても特別交付税措置の対象となる

答 募集に対し4名の応募があり、選考会において全員が優秀で意欲的だったため、審査会で3名の採用を決定した。増員分の経費（約80万円）についても特別交付税措置の対象となる

問 当初予定の2名から3名に増員された理由と、それに伴う町の財政負担について説明を求める。

③生活工芸アカデミー生の増員について

答 新たに引き受けてくれる事業所が見つかったため、今後も継続できるような連携を密にしていこう。サービスの利用調整やケアプランの作成は、各利用者のケアマネージャーが事業所と相談して進めており、要支援者については地域包括支援センターとも連携して対応する。

答 新たに引き受けてくれる事業所が見つかったため、今後も継続できるような連携を密にしていこう。サービスの利用調整やケアプランの作成は、各利用者のケアマネージャーが事業所と相談して進めており、要支援者については地域包括支援センターとも連携して対応する。

答 新たに引き受けてくれる事業所が見つかったため、今後も継続できるような連携を密にしていこう。サービスの利用調整やケアプランの作成は、各利用者のケアマネージャーが事業所と相談して進めており、要支援者については地域包括支援センターとも連携して対応する。

ため、基本的には国からの財源で賄われ、町の自己負担は実質的にないと考えている。

④補正予算の規模と編成のあり方について

問 厳しい当初予算編成から一転し、今回の補正額が1億3千300万円と高額になった理由は何か。また、補助金の確定やイベント、備品購入など、あらかじめ実施が決まっていた事業は当初予算に計上すべきだったのではないか。

答 補正額の大部分（約9千300万円）は、簡易水道事業（公営企業会計）の繰越事業に伴う会計処理整理のための一般会計からの補助金（手続き上の組み替え）であり、実質的な増額は約4千万円である。美坂高原のイベント等は、厳しい財政状況のなかで当初は単独でも実施可能な最低限の予算で上限に抑えていたが、その後補助金等の獲得により事業を拡充した。限られ

た財源のなかで、補助金や事業を積極的に獲得していくことも町の重要な役割である。

⑤台湾交流事業の予算措置と事前議決の原則について※下記参照

問 台湾訪問団の受け入れに伴う経費が増額されているが、5月時点で増額（人数の倍増）が判明していたにもかかわらず、6月13・14日に終了した「工人まつり」の経費を後から補正予算で計上するのは、地方自治法が定める「事前議決の原則（第22条の3）」に違反していないか。臨時議会や専決処分に対応すべきだったのではないか。

答 今回の増額は、5月中旬に台湾からの訪問団の人数が想定の倍以上に確定したため、6月の工人まつりの諸経費増額と合わせ8月の台湾派遣や9月の来訪分も含めた事業経費を計上したものである。

※台湾交流事業の予算措置と事前議決の原則についての補足説明

不適切な予算計上により事業予算を「凍結」

一般会計補正予算（議案第27号）のうち、生活工芸振興費に計上された報償費（台湾交流事業の通訳及び来町報償品）16万6,000円、及び需要費（工人まつり食料費）5万7,000円について、上記の質問を受け、議長は「予算執行手続きおよび実務関係の確認を要する事項が認められ、適正な審査を行うため議事整理の必要がある」として、暫時休議を宣告し、議員と執行部による協議・説明の場が設けられました。

○協議の結果

既に事業が終了している経費を事後的に補正予算に計上したことは手続きに不備があり、不適切であったことを確認し、対象となる予算の執行を「凍結」した上で、支払等の財務処理を行わないことで合意しました。

以上踏まえ、一般会計補正予算については、採決の結果、「原案可決」ととなりました。

○今後の対応

凍結した経費の支払い（行政側の債務）については、別途協議のうえ対応を検討することと、今後はこのような不適切な手続きがないよう、適切な業務執行に努めるとして謝罪がありました。

※次ページに記載のとおり、7月臨時会で減額補正がされました。

【人事案件について】※2

6月定例会では、2つの人事案件等について任命・選任同意が行われました。
新しい委員の方々は下記のとおりです。

●三島町農業委員に任命された方々●

氏 名	地 区	備 考
角 田 陽 市	大 登	
長谷川 雄 一	川 井	
菅 家 三 吉	荒屋敷	
安 藤 香 奈 子	滝 谷	認定農業者
小 堀 修 一	西 方	
佐 藤 賢 一	宮 下	
大 竹 祐 子	滝 谷	

農業委員の任命基準：農業委員は、農業への深い識見を持ち、農地利用の最適化など農業委員会の職務を適切に行える人の中から、議会の同意を得て町長が任命します。
任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間。

●三島町固定資産税評価委員会委員●

氏 名	地 区	備 考
佐久間 宗 一	宮 下	

固定資産評価審査委員会（定数3名）は、固定資産の評価に関する不服等を審査する機関です。委員には、町の住民税の納税義務がある人、または固定資産の評価について学識経験を持つ人が、議会の同意を得て町長から選任されます。任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間。

【令和8年第2回臨時議会の開催について】

7月29日（水）第2回議会臨時会が開催されました。執行部からの次の議案が提出されました。

議案番号	議 案 名 等	結 果
36	工事請負契約の変更について（町道寺沢・四ツ田線消雪井戸工事）	可決
37	令和8年度三島町一般会計補正予算	可決
38	三島町監査委員の選任同意を求めるについて※3	同意

【令和8年第2回臨時議会補正予算の額】

（単位：千円）

会計区分	補正前予算	補正額	補正後予算
一 般 会 計	2,603,000	2,100	2,605,100

【一般会計補正予算の主な内容】

■歳 入

- ・総務費国庫補助金
（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）
2,052千円
- ・繰越金
48千円

■歳 出

- ・工人まつりに係る報償品費（凍結予算）
△166千円
- ・工人まつりに係る食糧費（凍結予算）
△57千円
- ・町道消雪ノズル修繕
2,840千円
- ・予備費
△517千円

【人事案件について】

第2回臨時会では1つの人事案件等について任命・選任同意が行われました。

●三島町監査委員(※3)●

氏 名	地 区	備 考
菅 家 壽 一	間 方	

町の財務や事業の執行が適正かつ効率的に行われているかを審査する機関です。財務管理等に優れた知識と経験を持つ町民の中から、議会の同意を得て町長から選任されます。
任期は、令和8年8月18日から令和12年8月17日までの4年間。

一般質問



— 一般質問とは —

議員が町の様々な課題について、施策の状況や将来の方針について報告や説明を求めるとともに、議員自身の提案を行うことです。議員にとってもっとも大事な発言の場です。

●事前の通告に基づき質問

質問者は、議長の許可を得て事前に執行者に通告した内容に沿って質問します。

●持ち時間は1時間以内

論点及び争点を明確にし、議論が深まるよう一問一答方式を採用しており、答弁を含めて1時間の時間内であれば何回でも質問することができます。

4 議員が一般質問

ここでは、紙面の都合で議員の質問と答弁を要約した内容をお知らせしています。内容は議員自らが編集しています（一人1ページ）。詳しくは、三島テレビの議会放送や議事録をご覧ください。

●菅家 三吉（7 P）

・企業版ふるさと納税の活用について

●河越 昭利（10 P）

・三島町の情報の発信について

●青木 喜章（8 P）

・人口減少対策と集落の維持存続について

●五十嵐 健二（9 P）

・人口減少に伴う緩和策・適応策について





菅家 三吉 議員

企業版ふるさと納税の活用について

—地方創生プロジェクトを対象に募集を進め、今後は寄附企業との継続的な関係構築を図るとともに、物品提供や人材派遣型といった多様な官民連携の可能性を研究していく。

問 現在の寄附実績や企業との関係性、募集を行う上での課題をどのように捉えているか伺う。

答 令和7年度は5社から総額456万9千866円の寄附があり、地方創生関連事業に活用予定である。寄附企業とは関係づくりを進めているが、制度の期限付き運用、企業の経営状況への左右、新たな企業の開拓や関係構築が課題であり、今後魅力発信と連携強化に努める。

問 現金以外に自社製品や役務を申し出る企業がある。人材派遣型の活用や、これを契機とした物品寄附（一般寄附）の併用についての見解を伺う。

答 現金による寄附が基本だが、これを契機とした物品・サービスの提供や一般寄附としての受け入れは可能と認識している。専門知識や人材を地域課題に活かせる「人材派遣型」についても、活用の可能性を

研究していく。

問 寄附された物品の活用は一般財源の節約と企業のノウハウ導入に繋がる。

今後の計画に物品寄附を想定した事業を組み込む考えはあるか伺う。また、民間企業から屋外ハウスサウナの提供申し出があった場合や、住民のデジタル活用に向けたスマホ講習会等への人材派遣の受け入れは可能か。

答 物品やノウハウの提供は事業費抑制や住民サービス向上に繋がると考える。屋外サウナ提供の申し出については、設置目的や活用方法、維持管理費を総合的に検討し、地方創生や地域活性化に資する条件が整えば物納としての寄附受け入れは可能である。また、スマホ等の利用講習についても、地域住民のデジタル活用推進というプロジェクトへの展開になれば人材派遣型の活用可能性が考えられるため、企業とのマッチ

ングを研究する。

問 町が必要とする「モノ」や「コト」を民間企業へ届くよう発信し、切り口を持つて営業のようにこちらからアプローチすることは可能か。

答 まちづくり計画の用途に関連付けながら情報提供していくことは必要である。全国の先進事例を見ながら前向きな取り組みを検討したい。

今回の質問を終えて

一般的なふるさと納税は返礼品の受け取りによる一回限りの関係になりがちだが、企業版ふるさと納税は寄附を契機に長い付き合いができる点が非常に良い取り組みであると感じた。具体的な提案に対して、マッチングや地方創生に資する条件が合えば物納での受け入れや税制措置が可能という前向きな回答を得られ安心している。テレビ電話の廃止に伴う高齢者のデジタ

ル活用推進など、人材派遣型も含めた活用の可能性は大きい。この地方創生の柱は各課にまたがるものであるため、今回の質問を契機に職員の皆様には予算編成や事業計画の際にも企業版ふるさと納税という選択肢があることを念頭に置き、多角的な視点で事業を組んでいただくことを期待する。



人口減少対策と 集落の維持存続について

— 人口減少と少子化を最重要課題と位置づけ、組織横断的な推進体制の設置や関係人口の活用を進め、地域の実情に応じた持続可能な地域づくりに挑戦する。



青木 喜章 議員

問 国勢調査速報値で福島県内2番目の減少率となり危機感がある。町民すべての問題として地域全体で取り組むべきではないか。

答 最重要課題であり地域全体で取り組むべき。

今年度、組織横断的な「推進本部」と「プロジェクトチーム」を設置し、具体的な施策検討を実践している。

問 移住者や地域おこし協力隊など、外からの多様な意見を表明してもらうべきではないか。

答 外からの視点は大変貴重。長年培った交流や関係人口のつながりも活かし、多様な意見を取り入れる。

問 空き家、野生動物、雪始末、人足や役職不足に悩む集落をどう守るのか。

答 従来の形での維持は難しいが、振興計画に基づき医療・福祉・生活支援を充実させる。専門家を交えたプロジェクトで「100の

アイデア」を目標に検討しており、町民への発表や予算反映を目指す。

問 町民の声は「行政頼み」が多い。予算や人材が減る中、行政主導は限界であり民間・町民が主導する形へ意識を変える段階ではないか。

答 山村地域で民間主導を動かす資金は難しい。しかし行政として前例のない事業（廃校の宿泊施設化やショートステイ確保など）を国・県に要望し、柔軟に対応してきた自負があり、今後も近隣と連携して地域づくりに挑戦する。

【今回の質問を終えて】

人口減少や集落の維持という極めて困難な課題に対し、行政側が新たな推進本部やプロジェクトチームを立ち上げ、専門家を交えて具体的なアイデア出しなどの方策を真剣に考えている姿勢は十分に伝わった。しかし、まちづくりの根本的

な在り方についての私の提案と当局の答弁には、いまひとつ噛み合わない部分が残ったと感じている。「前例のない事業への挑戦」や「国・県への予算・制度要望の働きかけ」といった役割は、まさに行政を通してしか実行できない極めて重要な仕事であり、今後も代

を形成していけるよう、民間主導への意識改革の具体的なアプローチを強く要望する。

執行を含めて力強く推進していただきたい。一方で、私が強調したかったのは、予算も人材も削られていく今後の人口減少時代においては、町民側が「行政にどうにかしてもらう」という依存体質から脱却しなければならぬという点である。行政が全てを抱え込む主導の形には限界が来ているからこそ、住民に対して具体的な意識改革を促し、民間や地域が主体となって動けるような仕組みと具体的な考え方を提示していくことが不可欠である。行政としての予算獲得の努力と並行し、町民が当事者意識を持って自立的なコミュニケーション





五十嵐 健二 議員

人口減少に伴う緩和策・適応策について

— 人口減少を最重要課題と捉え、策定した第五次振興計画後期基本計画に基づき、影響を和らげる「緩和策」と変化に対応する「適応策」の両面から取り組む。新設した推進本部やプロジェクトチームを中心に全庁的な施策推進を図るほか、行政主導の限界を見据えて町民総参加の地域づくりを進め、近隣町村との広域連携による維持を目指す。

問 国勢調査で人口の大幅減少が続く中、移住・定住や出生数増加などの「緩和策」だけでなく、人が

少なくなつた事態を想定して地域社会を作る「適応策」の全体構想を持つて今後の事業に生かしているか。

答 後期基本計画では人口減少を前提とした持続可能な地域づくりを基本とし、医療・福祉・地域交通・

買い物支援、地区づくり計画などを適応策に位置づけており、計画に基づき進めていく。

問 人口減少で交通機関の利用者も減るため、町の財政負担増を見据えて今

から準備すべきではないか。新設のプロジェクトチームはどういった考えで立ち上げたのか。

答 地域交通は将来を見据え、現在の体制が維持

できるか、バス路線の減便も含めて少しずつ検討に入っている。プロジェクトは職員自身が課題を把握し、

自由な発想でアイデアを出し合つて迅速に行動する実践型組織として立ち上げた。

問 経済縮小や後継者不足など負のスパイラルを

招く中、個別の問題処理だけでなく産業全体を見直して備える総合的な町の考え方が必要ではないか。

答 1町で維持が困難な場合は、金山町や柳津町

などの近隣町村と協議・連携し、会津全体で物事を考えて農業などの課題に取り組まざるを得ない。縮小した人口規模に見合った地域づくりを行う。

問 福祉施設の経営悪化やホームヘルパーサービスの廃止、新規就農者の生活不安など現場は厳しい。

税収減少による予算管理の難しさも含め、先々のマイナズ面を認識して施策を行っているか。

答 人が半分になった時に現在の規模の施設を維持することは不可能である。

過去に施設を一箇所に集約する欧州型プランを検討した際は住民の要望で実現しなかったが、人口規模に合った地域再デザインの視点は重要と認識している。

（今回の質問を終えて）

人口減少が進む厳しい局面においては、全ての施策においてプラスの側面だけでなく、事業維持の困難さや税収減少といったマイナスの部分もしっかりと頭に入れた上で現実的な事業運営を進めていただきたい。新たに立ち上げられたプロジェクトチームの活動が、今後の具体的な人口減少対策の有効な成果として実を結ぶよう、結果を求めていく必要がある。移住定住問題についても一ト関係など地方で働ける意欲的な人材を幅広く呼び込む取り組みが重要であり、予測されるマイナズ面に備えた適応策の並行的な強化を求める。



三島町の情報の発信について



河越 昭利 議員

— 老朽化した告知端末に代わる文字伝達手段として公式LINEを立ち上げるとともに、新設したインスタグラムやホームページ改修により、全庁体制で迅速かつ効果的な魅力発信とリスク管理に努める。

問 IP告知端末（テレビ電話）やみしまテレビはサービスの縮小・停止をしている状況である。代替のサービスは？

答 防災情報は戸別受信機で音声発信をしている。今後はスマートフォンへの情報伝達として「公式LINE」を立ち上げ、文字情報伝達に取り組む。町内行事のお知らせは広報紙と合わせて4月に開設した「公式インスタグラム」でも発信していく。

問 使用できなくなったIP告知端末や配線等の回収方法は？

答 端末は「公式LINE」・「公式インスタグラム」の普及状況をみて回収する。宅内配線の撤去は費用が大きい。ため財源等も含めて検討する。

問 「町ホームページ更新」の予算が計上されているが何を更新するのか？

答 専門事業者から支援を受け利用者が必要な情報を採しやすしいホームページに改善する。

職員が画面を見ながら直感的にページ編集を出来るようになるため、より迅速な情報発信につながる。

問 情報発信専門員が配置され「公式インスタグラム」が開設された。選定理由・発信内容・ターゲットは？

答 写真や動画の情報発信に適しており若い世代の利用者が多い。移住・定住や関係人口の拡大につながる情報を効果的に発信する。

問 公式インスタグラム運用方針の説明なしに学校経由で子供の肖像権同意書が配布また提出を求めた経緯は？

答 学校行事等の様子を発信する際に児童生徒の写真を使用することから学校や保育所と協議し、保護

者へ配布・同意をお願いした。

説明不足は真摯に受け止め、ホームページ等でSNSの運用方針やガイドラインを周知する。

問 SNSへの写真掲載はフェイク画像への加工やデジタルタトゥーとなるリスクがある。保護者へ運用方針を提示し説明会を行う予定は？

答 現時点ではありません。

【今回の質問を終えて】
情報発信強化として公式SNSの立ち上げやホームページを直接編集できるシステムの導入はSNSとの連携を深める上でも良い取り組みだと思う。

SNSの情報発信は単なる事業報告で終わらせず、町の具体的な政策と結び付けた運用をお願いする。



三陸鉄道から学ぶJR只見線の今後

只見線は上下分離方式を採用している川口駅から只見駅の区間で鉄道部分の維持管理費用を県と会津17市町村で負担しており、令和9年度から新たな覚書が発効されます（※次ページ参照）。沿線自治体として今後の只見線のあり方の知見を得るため、7月16～17日に第三セクター鉄道である三陸鉄道株式会社を視察研修してきました。

三陸鉄道の概要

- ・岩手県久慈市～大船渡市を結ぶ全長163Kmで、国鉄再建法による特定地方交通線に指定された線及び建設凍結区間を合わせ、1984年4月に開通した第三セクター方式の鉄道会社（本社宮古市）。
- ・開業後10年間は収支が黒字であったが、人口減少による利用者の減少、特に高校生の定期利用の減少により赤字が継続しており、県や沿線自治体からの補助等で運営している。
- ・生活路線、観光路線の割合はほぼ半々。年間利用者数54万9000人（2025年度）。
- ・震災後、2014年に全線運行再開。復旧後の鉄道施設を市町村が保有する上下分離方式を採用。
- ・イベント列車の運行、震災学習列車の充実、みちのく潮風トレイルやクルーズ船などと連携したり、物産販売の展開など様々な取り組みをしている。



三陸鉄道HP



本研修から学んだこと

「鉄道が廃止された地域では衰退が加速する」という考えのもと、三陸鉄道は震災や台風被害を乗り越えて復興のシンボルとなり、住民アンケートでも74%が「必要」と回答していると伺いました。現在の只見線は、台湾などを中心としたインバウンド需要に対応する観光路線、また通学・通院を支える生活路線としての役割を担っていますが、運行本数の少なさや二次交通（駅から目的地までの交通手段）が十分でないことから、多くの方の利用には至っていない現状もあります。

今後さらに加速する人口減少や負担金の増額を踏まえ、町民の声を取り入れた只見線のあり方について、さらなる議論が必要であると感じました。

研修報告

震災遺構である気仙沼向洋高校旧校舎を訪問し、当時のままの姿を見て津波の恐ろしさを実感しました。近年、今まで想定出来なかった大規模災害が全国で起きています。また、令和8年より気象警報などが変わりました。町の防災計画の見直しや地区ごとに防災計画の策定、自主防災組織を作るなど、災害に備え、自分たちの生命は自分たちで守る体制が必要ではないかと考えます。

気仙沼市
震災遺構HP

コラム
7月全員協議会共有事項報告

JR只見線の維持管理費用の増額へ

全員協議会とは、議事に先立ち議案の説明を受けたり、執行部と議会との情報共有の場で、月に一度行われています。

◆425万4000円から606万7000円/年、8年間で4853万6000円の負担へ

令和4年10月に全線再開通した只見線は、会津川口・只見駅間について、上下分離方式を採用しており、不通区間の復旧後、県及び会津17市町村を代表して県が鉄道施設と敷地をJR東日本から譲り受けて保有し、その維持管理を行っています。令和3年12月に締結された「只見線県管理区間の維持管理費にかかる県・市町村間の覚書書」が令和9年3月末までとなっており、今年度新たな覚書を締結するため、今後の負担割合について議会へ説明がありました。



只見線 利活用計画
(2018年3月)

上下分離方式など詳しく説明されています。

- ・維持管理費用は県と会津17市町村で負担しており、費用負担する区間は、上下分離方式で管理している会津川口駅から只見駅までの区間。
- ・橋りょう腐食防止及びトンネル変状対策のため、10年間で総額70億円、7億円/年の費用が見込まれ、負担金が増額される。
- ・三島町は令和4年度から年間425万4000円負担してきており、令和9年度からの8年間は606万7000円に増額される。

議員からの意見

- ・当初の維持管理費は2.1億円/年だったが、これほど負担が増え、今後も増える可能性があることを考えれば、負担金だけでなく、只見線のあり方自体についても話し合っていくべきではないか？
- ・本覚書を締結しないわけにはいかない現状、費用負担に見合うよう、只見線を活用し、地域活性化等につなげていくべきではないか？

町からの回答

- ・県、会津17市町村で進めている話のため、負担が厳しいからと本町だけが抜けるわけにはいかない。一丸となって只見線を維持管理していく考えである。
- ・冬季間長期運休になる際は、JRに代替バスを運行するよう話をしている。
- ・既にJRや関連業者にPRや様々な協力してもらっているが、町としても今後ますます観光等による活用を進めていきたい。

只見線に関しては、利用される方が限られており、住民の意見が反映されにくい状況かと感じております。ぜひ、皆さんのお考えやご意見を議員までお寄せください。

議会傍聴においでください

9月議会は**9月7日(月)**に開会予定です。

詳しくは町のホームページ等でお知らせいたします。



編集後記

暑い日が続いておりますが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。8月には、「三島町二十歳を祝う会」が行われます。20歳を迎えられた皆さん、ご家族の皆様、本当におめでとうございませう。

これからの人生は、今までよりも、自分に対する責任、周囲に対する責任が大きく変わります。ですが、その分、できることも多くなります。気負わず、楽しく、一歩ずつ自分の成長へとつなげてください。

広報編集委員会では、年に1回、広報研修会に参加しています。今年度は、7月に開催されました。

定例議会が年に4回開会され、それに併せて「議会だより」も発行されます。読みやすいページ作りや、質疑の内容など、町民の皆さんに議会に関心を持っていただけるようわかりやすく親しみやすい紙面作りを心掛けています。

まだまだ改善しなければいけない点がありますので、皆様からのご意見をお聞かせください。体調管理に気をつけてお過ごしください。

議会広報編集委員会

編集委員長 大竹 克昌
編集副委員長 菅家 三吉
編集委員 青木 喜章
河越 昭利
吉垣絵梨子